

高知工業高等専門学校研究生規則

制 定 平成 2年 5月 11日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校学則第42条の規定に基づく研究生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 研究生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 校長が前号と同等以上の能力があると認めた者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(研究期間)

第4条 研究生の研究期間は、原則として入学を許可された当該年度内とする。ただし、研究生が研究上の必要により研究期間の延長を希望する場合は、その理由を付して校長に願い出るものとする。

- 2 校長は、前項の規定に基づき研究期間延長の願い出があり、これが適当であると認めるときは、これを許可することができる。

(出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校卒業証明書又は資格免許証等の写
- (4) 健康診断書(証明書)
- (5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書(推薦書)
- (6) その他必要と認める書類

(入学者の選考)

第6条 校長は、前条の入学志願者について、提出された書類により選考するものとする。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書に入学料を添えて提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第8条 校長は、研究生に対して必要な指導を行うため指導教員を定めるものとする。

- 2 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事する。

(授業への出席)

第9条 研究生は、校長が必要と認めるときは、授業担当教員の承諾を得て研究事項に関連のある授業に出席することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第13条に定める額とする。

2 前項の授業料は、その研究予定期間に応じ、3月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、研究予定期間が3月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 第4条に基づく研究期間を延長する者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(費用の負担)

第11条 研究生の実験・実習等に要する費用は、原則として研究生の負担とする。

(退学等)

第12条 校長は、研究生が病気その他の理由により成業の見込がなく、研究生として不適当と認められるときは、退学を命ずることができる。

2 研究生が退学しようとするときは、退学届に指導教員の意見書を添え、校長に願い出てその許可を得なければならない。

(研究成果の報告)

第13条 研究生は、その研究が終了したときは、研究終了報告書（別紙様式1）を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第14条 校長は、研究を終了した者から願い出があったときは、研究題目、研究期間等を記載した研究終了証明書（別紙様式2）を交付することができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究生について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

様式 1

研 究 終 了 報 告 書

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

学 科
氏 名 ㊦
生年月日 年 月 日

高知工業高等専門学校研究生規則第 13 条により下記のとおり研究を終了しましたので研究終了報告書を提出いたします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究事項
- 3 研究期間 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日
- 4 指導教員 ㊦

様式2

研究終了証明書

平成 年 月 日

学 科
氏 名 ④
生年月日 年 月 日

高知工業高等専門学校長

④

高知工業高等専門学校研究生規則第14条により下記のとおり研究を終了したことを証明します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究事項
- 3 研究期間 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日